

労務費の改定等に伴う特例措置について

坂戸市 財政課 契約検査係

昨今の急激な物価上昇のなか、労務費等の適切な価格転嫁を図るため、以下のとおり特例措置を設けることとしました。

【対象案件】

以下の2点を満たすものを対象とします。

- ①令和6年4月1日以降に契約を締結した案件
- ②契約日時点で該当工事等の設計時よりも新しい労務単価及び技術者単価が存在するもの。

【協議の方法】

特例措置の適用を希望する場合は、当初契約の締結から14日以内に所定様式「特例措置の適用に係る協議書（請求）」を工事所管課へ提出してください。

【計算方法】

変更後の請負 代金額等	=	新労務単価（新技術者単価）及 び当初契約日時点の物価等 により積算された設計額	×	当初契約の落札率
----------------	---	---	---	----------

※変更契約することとなった工事等については、技能労働者（技術者）への適切な賃金水準を確保するため、下請業者との請負代金額の見直しや技能労働者（技術者）への賃金水準の引き上げ等を要請します。